

令和4年9月
警察庁

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和4年7月15日から同年8月13日までの間、「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、187件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号）

2 命令等の案を公示した日

令和4年7月15日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 187件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	153件
電子メール	32件
郵送	2件

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 乗合自動車の停留所等における停車又は駐車に係る規定関係（道路交通法施行規則第6条の3の2関係）

乗合自動車の停留所等における停車又は駐車に係る規定を整備することに関しては、

- 早急に整備することに賛成である。

といった御意見がありました。

2 安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定の適用関係（道路交通法施行規則附則第6項関係）

当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定（以下「アルコール検知器使用義務化規定」といいます。）を適用しないこととすることに関しては、

- アルコール検知器が品薄であり、令和4年10月までにアルコール検知器を入手することが困難であることから、賛成である。

といった御意見があった一方、

- 既にアルコール検知器を入手していることから、反対である。
- アルコール検知器の導入を促進するため、「当分の間」ではなく、具体的な時期を定めるべきである。

といった御意見がありました。

この度の改正は、昨年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを受け、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的として、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和3年内閣府令第68号。以下「令和3年改正府令」といいます。）により設けられ、令和4年10月1日から施行することとされているアルコール検知器使用義務化規定について、最近のアルコール検知器の供給状況等

を踏まえ、当分の間、適用しないこととするものです。

この点、アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯びの有無の確認は、飲酒運転防止対策として重要なものであることから、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の本則において、令和3年改正府令により設けられたアルコール検知器使用義務化規定を維持することとした上で、道路交通法施行規則の附則において、アルコール検知器使用義務化規定を読み替える規定を定め、当分の間、アルコール検知器を使用しない方法により運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこととしました。

この「当分の間」について、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、具体的な時期を示すことはできませんが、引き続き、アルコール検知器の供給状況等について実態把握に努め、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用したいと考えています。

なお、既にアルコール検知器を入手することができた事業所にあつては、法令上の義務ではありませんが、これを用いた運転者の酒気帯びの有無の確認を行っていただき、飲酒運転の防止を図っていただきたいと考えています。

3 その他

本内閣府令案に対する直接の御意見ではありませんが、令和3年改正府令に関して、

- アルコール検知器使用義務化規定を削除すべきである。
- 一部の業種については、アルコール検知器の使用義務を免除すべきである。
- 運転者の酒気帯びの有無を確認する方法について、安全運転管理者等の業務負担を踏まえて見直すべきである。

といった御意見がありました。

アルコール検知器使用義務化規定は、安全運転管理者に新たな業務の実施を義務付けるものであり、自動車の使用者等に一定の負担を課すものではありませんが、業務使用の自動車による飲酒運転等の法令違反の防止を図る上で、自動車の使用者や安全運転管理者の役割は大きいことから、安全運転管理者の選任が必要な全ての事業所において、アルコール検知器使用義務化規定を遵守し、

飲酒運転防止に一層取り組むことが期待されます。

また、運転者の酒気帯びの有無を確認する方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合をはじめ、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の
声の調子等と共に、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 電話等によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認す
るとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- で実施することも可能です。